

第 1 章
平成 29 年度
知的財産保護包括協力推進事業の概要

第1節 共同研究の背景と目的

我が国と経済的に密接な関係がある中国では、WTO・TRIPS 協定への加盟以降、知的財産権制度が近年急速に整備され、さらに2008年6月に発表された「国家知的財産戦略綱要」をもとに知的財産の創造・活用・保護・管理の能力を向上させ、イノベーション型国家を目指した取組が進められて来た。

また、近年の中国における専利出願件数は2011年以降、世界第1位となり、その伸び率も顕著であり、2017年10月末まで中国における累計商標登録出願の件数は1671万件、2017年一年間の商標登録件数は500万件を突破するなど、中国における知的財産の重要性は非常に高まってきている。一方、制度上の差異に起因する質の低い実用新案権や意匠権による権利濫用のおそれや冒認商標問題、模倣品摘発など権利執行に係る問題等、法律の制度面での不備及び運用面での問題も少なくない状況にある。

一方、日本では、2002年に「知的財産基本法」が制定され、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策への取組が行われてきたが、2013年6月7日に、政府知的財産戦略本部は「知的財産政策ビジョン」を発表し、過去10年間の日本の知的財産政策についての総括及び今後10年を見据えた取組が取りまとめられた。

このような状況の下、中国における公平な企業活動を行う面から産業財産権が適切に保護される事が重要になってきており、中国における知財問題を中国政府関係機関、学術機関等と緊密に連携し、中国の法改正・司法解釈、法運用の抜本的な改善に資する調査・研究を実施する事が重要となってきた。

よって、中国でこれまで進められてきた知的財産に関する取組・戦略について取りまとめを行うとともに、日本における「知的財産政策ビジョン」についての検証を行い、さらには知的財産の創造・保護・活用をさらに発展せしめる知的財産制度を検証する事を目的に、日本・中国双方の有識者とともに日本・中国両国の知的財産施策の方向性の検証及び、それらに関する調査・研究を共同で実施した。

第2節 共同研究の概要

I. 実施事項

1. 中国政府関係機関・学術機関と連携した課題抽出と提言等

（１）産業財産権法及び隣接法に係る制度・運用（審査・エンフォースメント等）適正化に資する共同研究の実施

（２）産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関との意見交換の実施

（３）共同研究の成果を踏まえた、制度改正時のパブリックコメント等への対応

（４）改善提案内容の精査

2. 法・運用整備に係る中国知財関係者との知見の共有及び共通理解の向上

（１）産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関・学術機関担当者等知財関係者の日本への招へい並びに日本の有識者及び日本のユーザー（出願人・弁理士等）との意見交換の実施

（２）中国政府関係機関・学術機関等との共催による中国知財関係者を対象とした法制度・運用に係るワークショップの実施

3. その他共同研究を実施するための基礎調査

（１）中国政府関係機関・学術機関との研究体制及びその成果を法改正に反映する手段に関する調査

（２）共同研究の重点項目や優先項目に関する基礎調査

Ⅱ．研究テーマと担当研究者

1．知財専門裁判所の在り方に関する研究

中国側	日本側
呉 漢東 教授（中南財經政法大学） 李 明德 教授（中国社会科学院）	中山 一郎 教授（國學院大學） 宮脇 正晴 教授（立命館大学）

2．悪意の商標に関する研究

中国側	日本側
彭 学龍 教授（中南財經政法大学） 張 鵬 助理研究員（中国社会科学院）	小塚 莊一郎 教授（学習院大学） 今村 哲也 准教授（明治大学）

3．部分意匠の保護に関する研究

中国側	日本側
管 育鷹 教授（中国社会科学院） 曹 新明 教授（中南財經政法大学） 顧 昕 助理研究員（国家知識産権局知識産権発 展研究センター）	茶園 成樹 教授（大阪大学） 青木 大也 准教授（大阪大学）

第3節 研究者会議、ワークショップ、意見交換の概要

I. 用語

この事業における研究者会議、ワークショップ及び意見交換とは、以下のとおりである。

研究者会議とは、この事業の共同研究者により行われるもので、定められた研究テーマについて、研究テーマの進捗状況、研究内容の確認・議論等を行う会議である。

ワークショップ（討論会）とは、タイムリーなテーマを選定し、当該領域における日中両国の専門家を招き、報告を行い、当該報告に基づいて参加者全員が討論を行う会議であり、学識経験者、知的財産権制度策定・運用関係者、業界関係者等を参加者とする会議である。

意見交換を、日本の有識者及びユーザーとの意見交換と、中国政府関係機関の担当者等との意見交換とに分類する。日本の有識者及びユーザーとの意見交換とは、産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関・学術機関担当者等の知財関係者を日本に招へいし、日本の有識者又は出願人や弁理士等のユーザーと意見交換を行うものをいう。中国政府機関の担当者等との意見交換とは、共同研究の成果がまとまる時期にあわせて、産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関等の担当者を招き、研究成果の報告を行い、意見交換を行うものをいう。

Ⅱ. 研究者会議

1. 第一回会議

日時等：平成29年7月23日（日曜日）（開催地：中国 蘇州）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

全体会議と分科会（テーマ別に会場分けして行う会議）を開催した。

全体会議では、日中共同研究者全員が参加し、各研究者が、担当する研究テーマについて、問題意識や研究の方向性等の報告を行い、全員で議論を行った。

全体会議終了後、共同研究者が研究テーマ毎に分かれて分科会へと臨み、より深い議論を行った。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 助理研究員（社科院）、 顧 昕 助理研究員（発展研究センター） ◆オブザーバー 鄧 儀友 処長（発展研究センター）、 董 寅 主任（蘇州大）、 叶 森 行政助理（蘇州大）	◆共同研究者 中山 一郎 教授（國學院大）、 小塚 莊一郎 教授（学習院大）、 茶園 成樹 教授（大阪大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 今村 哲也 准教授（明治大）、 青木 大也 准教授（大阪大） ◆主催者 三平 圭祐 常務理事、 樺本 英吾 研究部長 ◆オブザーバー 安積 高靖 課長補佐（日本特許庁）、 本間 友孝 部長（JETRO・北京）、 水落 洋 副部長（JETRO・北京）、 王 瑩 主管（JETRO・北京） ◆事務局 井手 研究員、 田村 主任研究員、 亀井 研究員 池本 主任研究員

2. 第二回会議

日時等：平成29年10月14日（土曜日）（開催地：日本 東京）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

本年度の研究テーマに関係する日中両国の実務家を招いて、実務的な観点から研究テーマに関する基調講演を行い、共同研究者と意見交換を行った。また、意見交換終了後、共同研究者が研究テーマ毎に分かれ、実務家も交えて研究テーマについて議論を行った。

なお、基調講演は主にテーマ2「悪意の商標に関する研究」及びテーマ3「部分意匠の保護に関する研究」に関する内容であり、テーマ1「知財専門裁判所の在り方に関する研究」については、中国側の共同研究者らが10月13日（金）午前、知的財産高等裁判所を訪ね、日本の知財専門裁判所の運用について日本の担当裁判官から説明を受け、意見交換を行った。

各講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

- 「悪意の商標についての日中比較—実務上の観点から」 岩井 智子 弁理士
- 「中国商標法の悪意の出願に対する規制及び実践」 汪 澤 主任
- 「日本における部分意匠制度導入の経緯と現状」 瓜本 忠夫 弁理士
- 「部分外観設計専利制度を巡る中国における立法と論争」 石 必勝 パートナー弁護士

また、事務局から基礎調査（中国における知識産権専門法院設置前後の変化について、悪意の商標出願の状況について（訴訟案件をベースに））の結果の概要について説明を行った。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 助理研究員（社科院）、 顧 昕 助理研究員（発展研究センター） ◆実務家講演者 石 必勝 パートナー弁護士（金杜法律事務所）、 汪 澤 主任（君策知識産権発展センター）	◆共同研究者 熊谷 健一 教授（明治大） 中山 一郎 教授（國學院大）、 小塚 莊一郎 教授（学習院大）、 茶園 成樹 教授（大阪大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 今村 哲也 准教授（明治大）、 青木 大也 准教授（大阪大） ◆実務家講演者 瓜本 忠夫 弁理士（正林国際特許商標事務所） 岩井 智子 弁理士（三枝国際特許事務所） ◆主催者 三平 圭祐 常務理事、 樫本 英吾 研究部長 ◆オブザーバー 安積 高靖 課長補佐（日本特許庁）、 高祖 紀史 係長（日本特許庁） ◆事務局

	井手 研究員、 田村 主任研究員、 亀井 研究員 池本 主任研究員
--	--

3. 第三回会議

日時等：平成30年1月7日（日曜日）（開催地：中国 北京）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

日中共同研究者全員で本年度の各研究テーマのまとめ案について議論し、各研究員が一年間の共同研究について振り返りを行った。

また、今後共同研究すべきテーマに関する議論を行った。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 助理研究員（社科院）、 顧 昕 助理研究員（発展研究センター） ◆オブザーバー 鄧 儀友 処長（発展研究センター）	◆共同研究者 熊谷 健一 教授（明治大） 中山 一郎 教授（國學院大）、 小塚 莊一郎 教授（学習院大）、 茶園 成樹 教授（大阪大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 今村 哲也 准教授（明治大）、 青木 大也 准教授（大阪大） ◆主催者 三平 圭祐 常務理事、 樫本 英吾 研究部長 ◆オブザーバー 安積 高靖 課長補佐（日本特許庁）、 水落 洋 副部長（JETRO・北京）、 蔣 春霞 主管（JETRO・北京）、 松原 陽介 一等書記官（在中国日本国大使館） ◆事務局 井手 研究員、 田村 主任研究員、 亀井 研究員、 池本 主任研究員

Ⅲ. ワークショップ（討論会）

1. ワークショップ

日時等：平成29年7月22日（土曜日）（開催地：中国 蘇州）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所／中南財經政法大学 知識産権研究センター

協 賛：蘇州大学 知識産権研究院

概 要：

知財専門裁判所の問題や、間接侵害の問題について、日中両国の専門家による基調講演を行い、講演内容を踏まえて活発な意見交換を行った。

知財専門裁判所の問題に関しては、元知的財産高等裁判所所長を務めた飯村敏明弁護士が、日本の知財専門裁判所の設置から最近の実情までを紹介し、北京知識産権法院の陳錦川副院長が中国の知財専門法院の設置及び北京知識産権法院の現状について紹介した。

間接侵害の問題については、上智大学の駒田泰士教授が日本における特許権の間接侵害問題をめぐる論争の構図を紹介し、重慶大学の李曉秋教授が中国における專利間接侵害問題に関する問題点についての見解を述べた。

なお、各講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

【知財専門裁判所の問題】

●「日本における知的財産訴訟の最近の実情」

ユアサハラ法律特許事務所

飯村 敏明 弁護士

●「北京知識産権法院の運用状況及び新たな発展」

北京知識産権法院

陳 錦川 副院長

【特許間接侵害の問題】

●「特許権の間接侵害—論争の構図」

上智大学

駒田 泰士 教授

●「中国專利の間接侵害制度の考察及び整備」

重慶大学

李 曉秋 教授

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 助理研究員（社科院）、 顧 昕 助理研究員（発展研究センター） ◆講師（中国側） 陳 錦川 副院長 （北京知識産権法院）、 代 小晞 法官 （成都市中級人民法院 知識産権裁判廷）、 李 曉秋 教授 （重慶大学） ◆会議参加者（中国側） 北京知識産権法院、上海知識産権法院、広州知識産権法院、武漢市中級人民法院知識産権裁判廷、成都市中級人民法院知識産権裁判廷、国家知識産権局知識産権発展研究センター、蘇州市知識産権局、蘇州高新区知識産権局、蘇州大学、重慶大学等から20名の出席者	◆共同研究者 中山 一郎 教授（國學院大）、 小塚 莊一郎 教授（学習院大）、 茶園 成樹 教授（大阪大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 今村 哲也 准教授（明治大）、 青木 大也 准教授（大阪大） ◆講師（日本側） 飯村 敏明 弁護士 （ユアサハラ法律特許事務所）、 駒田 泰土 教授 （上智大学） ◆主催者 三平 圭祐 常務理事、 樫本 英吾 研究部長 ◆会議参加者（日本側） 日本特許庁、JETRO（北京）から5名の出席者 ◆事務局 井手 研究員、 田村 主任研究員、 亀井 研究員、 池本 主任研究員

IV. 日本の有識者及びユーザーとの意見交換

1. 訪問形式の意見交換

日 時：平成29年10月13日（金曜日）午前

訪問先：知的財産高等裁判所

概 要：

知的財産高等裁判所の裁判官より知財高裁の全体状況について中国側の共同研究者に説明が行われ、続いて裁判官との意見交換を行った。また、服部智裁判所調査官により裁判所調査官制度に関する説明が行われ、続いて調査官との意見交換を行った。その後、細井仁主任書記官の案内により知的財産高等裁判所を見学し、日本の知的財産専門裁判所の運用について理解を深めた。

出席者：

中国側有識者	知的財産高等裁判所
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 助理研究員（社科院）、 顧 昕 助理研究員（発展研究センター） ◆後述の会議参加者（中国側） 石 必勝 パートナー弁護士（金杜法律事務所）、 汪 澤 主任（君策知識産権発展センター）	鶴岡 稔彦 裁判官、 杉浦 正樹 裁判官、 寺田 利彦 裁判官、 間明 宏充 裁判官、 服部 智 裁判所調査官、 細井 仁 主任書記官
	一般財団法人 知的財産研究教育財団 三平 圭祐 常務理事、 檀本 英吾 研究部長、 井手 李咲 研究員、 田村 健一 主任研究員、 亀井 秀和 研究員、 池本 和博 主任研究員

2. 会議形式の意見交換

日時等：平成29年10月13日（金曜日）（開催地：日本 東京）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

中国側の共同研究者の日本における顧客吸引力ある表示の保護に関する理解を深めた。

また、産業界有識者から中国知的財産裁判システムや部分意匠の保護に関する、問題点の指摘及び要望等をまとめた内容で講演を行い、産業界有識者との意見交換を行った。

なお、講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

- 「日本における顧客吸引力ある表示の法的保護—放送番組名、キャラクター、芸能人の氏名・肖像を中心に」

一橋大学

井上 由里子 教授

- 「中国知財訴訟に関する一考察」

本田技研工業(株)

猪之詰 毅 部長

- 「部分意匠保護の在り方に関する研究—企業視点から見た部分意匠制度の意義—」

キヤノン(株)

山本 圭一 課長

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 助理研究員（社科院）、 顧 昕 助理研究員（発展研究センター） ◆会議参加者（中国側） 石 必勝 パートナー弁護士（金杜法律事務所）、 汪 澤 主任（君策知識産権発展センター）	◆共同研究者 熊谷 健一 教授（明治大）、 中山 一郎 教授（國學院大）、 茶園 成樹 教授（大阪大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 今村 哲也 准教授（明治大）、 青木 大也 准教授（大阪大） ◆講演者 井上 由里子 教授（一橋大）、 猪之詰 毅 部長（本田技研工業(株)）、 山本 圭一 課長（キヤノン(株)） ◆主催者 三平 圭祐 常務理事、 樫本 英吾 研究部長 ◆会議参加者（日本側） 駒田 泰土 教授（上智大学）、吉原 利樹 氏（東芝 IPR ソリューション(株)）、森岡 悠太 氏（(株)フジクラ）、岡本 武蔵 リカルド 氏（新日鉄住金ソリューション(株)）、霧生 直人 氏（日産自動車(株)）、永野 大介 氏（(一社)日本知的財産協会）、 高祖 紀史 係長（日本特許庁） ◆事務局 井手 研究員、 田村 主任研究員、 亀井 研究員 池本 主任研究員

V. 中国政府関係機関との意見交換

1. 会議形式の意見交換

日時等：平成30年1月6日（土曜日）～7日（日曜日）（開催地：中国 北京）

主 催：中国社会科学院 知識産権センター

概 要：

中国の政府関係者等を会場に招き、日中共同研究者が、それぞれ担当する研究テーマに関する共同研究の成果を報告した。これらの成果発表に基づいて、中国の政府関係者等との意見交換を行い、双方の共通理解を深めた。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 助理研究員（社科院）、 顧 昕 助理研究員（発展研究センター） ◆会議参加者（中国側） 全国人大法工委経済法室、国家知識産権局知識 産権発展研究センター、国家知識産権局、国家 工商総局商標評審委員会、中華商標協会、国家 工商総局、最高人民法院応用法学研究所、北京 知識産権法院、北京市高級人民法院知識産権 庭、中国科学院大学、清華大学、北京大学、中 央財經大学、北京理工大学、對外經貿大学、中 国知識産権研究会『知識産権』雑誌、天達共和 律師事務所、知産宝公司、超凡研究院、金杜律 師事務所等から32名の出席者	◆共同研究者 熊谷 健一 教授（明治大）、 中山 一郎 教授（國學院大）、 小塚 莊一郎 教授（学習院大学）、 茶園 成樹 教授（大阪大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 今村 哲也 准教授（明治大）、 青木 大也 准教授（大阪大） ◆一般財団法人 知的財産研究教育財団 三平 圭祐 常務理事、 檀本 英吾 研究部長 ◆会議参加者（日本側） 日本特許庁、JETRO（北京）から5名の出席者 ◆事務局 井手 研究員、 田村 主任研究員、 亀井 研究員 池本 主任研究員

2. 訪問形式の意見交換

日時等：平成30年1月8日（月曜日）

訪問先：北京知識産権法院

概 要：

北京知識産権法院を見学し、中国における知的財産専門法院に関する最新の状況について理解を深めた。

その後、北京知識産権法院の担当者が、中国における知的財産専門裁判所の運用状況並びに中国の司法改革における問題点等について説明を行い、これを踏まえて担当者との意見交換を行った。

出席者：

共同研究者	北京知識産権法院
◆中国側共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 彭 学龍 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 助理研究員（社科院）、 顧 昕 助理研究員（発展研究センター） ◆日本側共同研究者 熊谷 健一 教授（明大）、 中山 一郎 教授（國學院大）、 小塚 莊一郎 教授（学習院大）、 茶園 成樹 教授（大阪大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 今村 哲也 准教授（明治大）、 青木 大也 准教授（大阪大）	張 曉霞 院長（裁判監督廷）、 儀 軍 主任（技術調査室）、 王 彦傑 法官補佐（研究室）
	特許庁出席者
	安積 高靖 課長補佐
	一般財団法人 知的財産研究教育財団
	三平 圭祐 常務理事、 樫本 英吾 研究部長、
	事務局
	井手 李咲 研究員、 田村 健一 主任研究員、 亀井 秀和 研究員、 池本 和博 主任研究員